

第 2 8 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 2 9 日 (金)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年9月29日(金) 午後1時30分から 時分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

12番 大 口 寧

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第5 議案第3号 農地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第4号 農地利用集積計画の決定について(追加議案)
(農業委員会等に関する法律第31条該当)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
事務局次長	佐	々	木 正 人

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 28 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございました。

ここにきて、雨が近くなってきたというところですが。

水田に関しましては、かなり進んでおり、作業も終盤にさしかかっております。出荷もある程度進んでおります。内容につきましては皆さんもご存じの通り、品質低下ということで大変騒がれております。管内せたな町におきましては、一等米の比率は数%しかないのではと思われます。ほとんどは、二等、三等米ということです。一番心配されてますのは、整粒不足ということです。整粒が 70% を切り、かなり多い状態です。品種については、ななつぼしでいいですと胴割れ米もあるとのこと。高温障害としてシラタ米などです。このように品質低下が叫ばれております。

会長

また、畑作におかれましては、小豆が大変悪く実がついていないとのこと。中には既に引き起こした人もいるとのこと。大豆はこれから収穫期に入りますが、小粒だろうと言われております。甜菜は、寒暖差がないため糖分がのるのかのらないのかという心配がありますが、それ以前に褐斑病にかかった葉がしっかりしていないということです。

会長

水稻、畑作物全般において、今年は高温の影響が多分にでているとのこと。また、馬鈴薯も腐敗と高温により根がでてきているという障害で市場価格の落ち込みが予想されます。今年は大変ゆるくない年なのかなと思っております。

畜産に関しては情報不足なのですが、今は二番草あたりかなと。デントコーンについては八雲地区の方の話によりますと、刈り遅れで良くないということをお願いしております。

全般的に農作物の苦戦の年で、今後の懐具合も心配ではあります。

会長

それでは、本日の総会は議案第 4 号まででございます。皆様と慎重審議で進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日、12 番大口委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

事務局長

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、13 番日置委員、14 番松崎委員を指名いたします。この指名は、第 28 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による通知について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 5 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 12 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]
[REDACTED]の田 1 筆、面積が [REDACTED]㎡、こちらの契約につきましては売買でございまして、売買価格は [REDACTED]円でございます。こちらの理由につきましては、農地を購入して、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農地法第 4 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。

令和 5 年 9 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 5 年 8 月 29 日、第 27 回総会で審議いただいた農業用倉庫建設のための転用でございます。

事務局

番号 1 番。申請者につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXさんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、XXXXXXXXXX、現況地目が畑、面積が XXXXXX㎡の内 XXXXXX㎡、転用の目的につきましては、農業用倉庫の建設でございます。

転用事由の詳細につきましては、現在の格納庫が古く、資材置場及び作業場が手狭になったためでございます。転用期間は許可日から永久、位置図につきましては 3 ページ、4 ページの図 1、図 2 に掲載しております。

事務局

こちらにつきましては、令和 5 年 9 月 25 日の北海道農業会議第 6 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしました。

事務局

たことから許可してよろしいものと考えます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 5 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。

番号 95 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の計 5 筆、面積が m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 9 月 29 日、対価の支払期限が 2023 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価は、
円、売買価格は
円でござい
ます。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 96 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の
計 2 筆、面積が m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては

事務局 は売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 9 月 29 日、対価の支払期限が 2023 年 12 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価は、 円、売買価格は 円でございます。

事務局 以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地利用集積計画の決定について(追加議案)(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農地利用集積計画の決定について(追加議案)(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局 はい。追加議案 1 ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 5 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料 1 ページをご覧ください。
番号 97 番。利用権の設定等を受ける者、 、
 さん。利用権の設定等をする者、
 、 さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、 、 、

事務局

■■■■、■■■■、■■■■の計5筆、面積が■■■■㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2023年9月29日、対価の支払期限が2023年11月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

こちらの計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第28回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 10 月 30 日

会議録署名委員

13 番

日置和彦

14 番

松崎 豊

議長

原田 嘉博